

令和2年4月28日

保護者 様

秩父市教育委員会教育長

秩父市小・中学校並びに幼稚園の臨時休業延長について（通知）

秩父市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月13日から5月6日まで、小・中学校並びに幼稚園の臨時休業を実施し、5月7日からの再開に向けて準備を進めておりました。しかし、4月16日に国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されて以降も、依然として国内及び県内の感染者数は多く、今後も予断を許さない状況です。

秩父市で協議した結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の危険性があると判断し、5月7日（木）から5月31日（日）までの間、臨時休業期間を延長することといたしました。

臨時休業につきましては、様々なご意見があることと存じますが、子供の安全を第一に考えての結論ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 延長する臨時休業期間

5月7日（木）～5月31日（日）

※今後の状況により変更の可能性もあり得る旨、ご了承ください。

※緊急の連絡は「すぐメール」にて配信いたしますので、まだ登録されていない方は、すぐに「すぐメール」の登録をお願いします。登録方法については、各学校にお問い合わせください。

2 臨時休業中の対応について

休業期間中は、不要不急の外出はひかえ、感染拡大の防止にご協力くださるようお願いいたします。

3 学童保育室・ふれあい学校について

学童保育室は、これまでと同様に開室いたしますが、3密の状態を避けるため、できる限り協力保育（家庭での保育）に御協力ください。また、土曜日は、休室となります。

ふれあい学校は、引き続き休校となります。